

## クーリング・オフについて

G.I.F.T 株式会社

当社を営業者とする匿名組合契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づく解除は行えませんが、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 2 項第 5 号に基づくクーリング・オフの対象となります。

- ① お客様は、当社が契約締結時交付書面を交付した日から起算して 8 日以内（以下、「クーリング・オフ期間」といいます。）であれば、電磁的方法による意思表示により、無条件で当該申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。契約締結時交付書面は、先着式においてはお客様が匿名組合へお申し込みをした際に交付し、抽選式においては抽選手続き等を行い当選者へご連絡する際に交付します。なお、抽選式においては、投資申込総額が最低成立金額以上で目標募集金額を超えない場合には、全ての出資申込のお客様を、抽選式による当選者とさせていただきます。ただしクーリング・オフは、投資申込の全額についてのみ行えるものとし、投資申込金額の一部のみのクーリング・オフは行えないものとします。具体的には、お客様は、契約締結時交付書面（金融商品取引法第 37 条の 4）の交付を受けた日（当社のウェブサイトにおいて電子情報処理組織を使用する方法により当該書面に記載すべき事項の提供が行われた場合にあっては、当該書面に記載すべき事項がお客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日、または記載すべき事項が掲載された当該書面を当社がメールにて提供した日）から起算して 8 日がクーリング・オフ期間となります。
- ② 当社への連絡は、当社が運営及び管理を行うウェブサイト（URL:<https://lending.gift-finance.co.jp/>）（以下、「当ウェブサイト」といいます。）の『お問い合わせ』画面（[https://lending.gift-finance.co.jp/investortop/inquiry\\_entry.html?command=new](https://lending.gift-finance.co.jp/investortop/inquiry_entry.html?command=new)）から「クーリング・オフに関する問い合わせ」を選択し、表示される項目を記載のうえ行うこととします。記載いただく項目は、「申請日」、「申請者住所」、「申請者名」、「商品名（ファンド名）」、「契約年月日（契約締結時交付書面交付日）」、「契約口数」、「契約金額（出資金額）」となります。
- ③ 契約の解除日は、お客様が電磁的方法により、本契約の解除の意思表示を行った日となります。
- ④ クーリング・オフ期間内の契約解除の場合、既にお支払いいただいた出資金があるときは、お客様の口座への振込によりお客様へ速やかにこれを全額返金します。返金の際の振込手数料は、お客様のご負担となります。お客様に契約解除に伴う損害賠償、違約金は発生しません。また、クーリング・オフの条件については、お客様と当社が締結する本匿名組合契約において記載されています。
- ⑤ お客様による申込額全額の払込みを当社が確認した後は、お客様から当社に対して申込手続きの撤回及び返金を求めることはできません。ただしクーリング・オフによる契約解除は除きます。
- ⑥ 抽選式の場合、お客様が匿名組合へのお申し込みをした日から当社が抽選手続き等を行うまでの期間は、上記クーリング・オフ期間に該当しませんが、以下のいずれかの方法で、お申込みの取り消しができます。

- (1) 当ウェブサイトログインし、取引履歴タブ内の「抽選申込履歴一覧」にて表示される「申込キャンセル」ボタンを選択することでお申込みの取り消しを行うことができます。
- (2) 上記に記載した『お問い合わせ』画面の「クーリング・オフに関するお問い合わせ」からご連絡いただけましたら、当社でお申込みの取り消し手続きをいたします。

以上

制定日：2026年3月12日